

10. 治 安 对 策

1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

1 テロをはじめとする諸外国からの脅威等への効果的対処【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

<現状・課題>

近年、世界各地において、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、I S I L等はインターネットを通じてテロの呼びかけを継続しており、実際に欧米諸国において、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が発生している。

また、日本政府もテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されるなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、I S I L等の過激思想に影響を受けた者による同様のテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、我が国においても、インターネットを通じて銃器等の設計図、製造方法を容易に入手できるなど、治安上の脅威に深刻な変化が生じており、特定のテロ組織等との関わりがなくても、社会に対する不満を抱く個人がインターネット上における様々な言説等に触発され、違法行為を引き起こすおそれもある。

実際に、テロ組織等と関わりのない個人によって、手製の銃器を用いた銃撃事案や身近に入手可能な凶器を使用した無差別殺傷事案等が連続しており、これらの事件は事前の予測が困難であることから、犯行を水際で未然に防止するために警備現場にかかる負担は重大なものとなってきている。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することが求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設が多数所在し、かつ、高度な技術情報等を保有する企業、研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資機材の充実強化を図ること。

- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) CBRN鑑識を実現する最新のNBC検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（8K、5G、AI等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、最新情勢の把握、企業、研究機関等との情報共有、流出事案の実態解明に向けた資機材の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

2 CBRNE災害に備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・厚生労働省・原子力規制庁)
(都所管局 総務局・福祉保健局)

- (1) CBRNE災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターを設置すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。

<現状・課題>

CBRNE（C：化学剤、B：生物剤、R：放射性物質、N：核物質、E：爆発物）災害が発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療に当たる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、CBRNE災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修、訓練等の指導を行うこと。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、爆薬の原料となりうる薬品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の対象とならないものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図ること。

参 考

(1) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、関係業界団体に依頼

(2) CBRNE災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。

① CBRNE災害発生の総合的に対処できる専門機関とは

- ・ CBRNE災害全てに対応
- ・ 災害現場での指導助言
- ・ 患者を収容し専門治療

② CBRNEに関する既存の専門機関は個別対応のみ

C：財団法人 日本中毒情報センター（つくば市）

- ・ 化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
- ・ 医療施設は有していない。

B：国立感染症研究所（新宿区戸山）

- ・ 感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
- ・ 医療施設は有していない。

R・N：独立行政法人 放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）

- ・ 国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
- ・ 全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
- ・ 緊急被ばく用医療施設4床保有

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化

【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和4年中は、我が国の暗号資産関連事業者、学術関係者等を標的としたサイバー攻撃が明らかになったほか、政府機関や国内企業等の運営するウェブサイトが一時閲覧不能になる事案が発生し、親ロシアのハッカーが犯行をほのめかす声明を発表するなど、極めて深刻な情勢が続いている。

北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと称されるサイバー攻撃グループが用いる手口と同様のサイバー攻撃が、我が国の暗号資産交換業者に対してもなされており、数年来、我が国の関係事業者もこのサイバー攻撃グループによるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況となった。また、近年、国内の学術関係者、シンクタンク研究員等に対して、一定の共通する手口で不正プログラムを実行させ、情報窃取を試みるサイバー攻撃が多数確認された。

さらに、ウクライナ情勢をはじめ、国際情勢が緊迫する中で、海外の政府機関や重要インフラ分野の関連企業・施設等に対するサイバー攻撃も後を絶たず、これらの攻撃には国家を背景とするサイバー攻撃グループの関与が疑われるものが見られるところ、国内においては、「e-Gov」等の政府機関等が運営する複数のウェブサイトが一時的に閲覧できなくなる事案が発生し、時期を同じくして、「Killnet」等の親ロシア派のハッカー集団が犯行をほのめかす声明を発表していることが確認された。

そのほか、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、他国

の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等も行われていると推察される。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たなICTの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

<現状・課題>

令和4年中の都内における刑法犯認知件数は、7万8,475件と20年ぶりに増加に転じた。その要因の一つに、自転車盗や暴行など、主に街頭犯罪が増加していることから、新型コロナの感染状況による人流の増加が一定程度影響したとみられ、今後の動向を注視する必要がある。

また、令和4年12月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」では、「治安対策」は、医療・衛生に次いで挙げられ、依然として高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、深刻な社会問題となっている児童虐待事案を含む人身安全関連事案に加えて、主に関東地方で多発している、「闇バイト」強盗事件等により、都民の体感治安が悪化していることを意味している。

また、こうした状況の下、深刻化するサイバー空間の脅威への対処等をはじめ、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

加えて、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、日本各地に甚大な被害をもたらす台風等の暴雨災害に際しては、警視庁管内はもとより、警察官を被災地に派遣し、救助活動や行方不明者の捜索を行うなど、日本警察の中核として、日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需

要について適正な負担を求める。

- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた外国人入国者数が増加に転じ、覚醒剤などの違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行客を装った携行・携帯型等で、多種多様な手口により違法薬物が海外から流入している。また、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化しているほか、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

今後の国際的な人の往来再開により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯、外国人が嗜好するコカイン等の違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

- (4) 警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、治安情勢が一段と厳しくなる中においても、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するため、可及的速やかに人的基盤の強化を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム
 - 薬物予試験試薬
- 等の装備資機材の充実強化を図ること。
- (4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件が全国で相次ぎ、9府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定したほか、六代目山口組と池田組も対立抗争状態にあるとして、4県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

今後、対立抗争がエスカレートした場合、都内に所在する暴力団事務所等が対立抗争のターゲットとなり、都内においても、銃器を使用した対立抗争事件の発生が懸念される。

このような情勢を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒、視察を強化し動向を注視しているところであるが、今後も、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等により、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、装備資機材の充実強化を図ること。

3 大規模災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 大規模災害等発生時における緊急通報（110番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

<現状・課題>

- (1) 警視庁では、時間と場所を選ばずに発生する災害に素早く対応するため、機動隊とともに、高度な特殊技能を有する部隊（特殊救助隊、警備犬等）を編成し、有事即応体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災をはじめ、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動を行っている。

このように、大規模災害が発生すれば迅速的確な対応が求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくない指摘されている状況であることから、災害対策資機材の充実強化を図るなど、備えを万全にする必要がある。

- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、警視庁航空隊を地域部から警備部へ移管するなど、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。

しかし、回転翼航空機は保有していない型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

- (3) 警視庁における110番通報の受理は、23区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎4階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎4階、立川市緑町）の2箇所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの110番通報の受理と無線指令を行うこととしているが、110番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110番通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、最先端技術を駆使した災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実にできる態勢の確保を求めること。

4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じた。令和4年中は、2,054人と前年比で減少したものの、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、近年増加傾向にあり、そのうち30歳未満の年齢層の占める割合が7割を超え、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube警視庁公式チャンネル内で公開している。また、昨今の大麻に係る情報の氾濫に対し、警視庁ホームページやツイッターを通じ、大麻に特化した啓発資料である「No More大麻」を掲載するなど、インターネットやSNSなどのメディアを通して都民に対し、広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、各学校や企業を対象に、リモートを用いた薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

また、令和4年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約7割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、取扱いが終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）及び「再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、平成31年3月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、今後、国、都及び市区町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) インターネット・SNS等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

令和4年中は、児童虐待事案における児童相談所への通告数が過去最高になり、都内のストーカー事案や配偶者からの暴力事案（DV）等の相談件数が高水準で推移するなど、人身安全関連事案を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

また、子供がSNSを介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や「JKビジネス」に関連して性的被害に遭う事案が依然として後を絶たないほか、アダルトビデオ出演被害により、女性の心身や私生活に取り返しの付かない重大な被害を受ける事案が現に生じている。

さらに、近年、登下校中の子供等が襲われる事件が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

これら諸問題に対しては、警察のみならず関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、アダルトビデオ出演被害・「JKビジネス」に係る犯罪被害及びSNSの利用に起因した犯罪被害の防止対策のほか、通学路等における子供の安全確保対策や成年年齢引下げに係る若年層の性暴力被害予防など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携して推進すること。

6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。
- (3) 犯行ツール対策に係る各種事業者に対する指導監督を強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生している。また、昨年から発生している一連の強盗事件については、特殊詐欺犯行グループの関与が疑われ、都民、国民の体感治安に影響を及ぼす大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対して、「犯人からの電話に出ない」ことが被害防止につながることや、最新の手口や手段などを的確に把握して、分析した情報の効果的な広報啓発により、広く国民に周知することが不可欠であることから、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な実施が必要である。

また、それと並行して、高齢者の子・孫世代に対し、詐欺被害から親を守るための「自動通話録音機や迷惑防止機能付き電話」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の設置に向けた働きかけも、今後、必要不可欠と考える。

このことは、特殊詐欺やアポ電をきっかけとした強盗事件等の被害防止のためにも、国において、機器の充実強化を図ることが望まれる。

特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している電話転送サービス事業者を摘発するも、社名等を変更し在庫番号を再度提供している事実や、「050」で始まる番号を扱う事業者が、犯罪収益移転防止法に基づく特定事業者に該当せず、本人確認義務がないことから、同番号を使用した犯行予兆電話が増加しており、法制度の検討が必要と思われる。

<具体的要求内容>

- (1) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。

あわせて、SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺が発生していることから、「実行犯を生まない」ための対策を推進すること。

- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」等の充実強化を図ること。
- (3) 関連省庁が連携し、悪質な電話転送サービス事業者への新たな固定電話番号の提供拒否後、在庫番号の全てを速やかに利用停止や返納、廃番でき

る制度を構築するほか、現在、契約時に本人確認義務がない050番号を扱う事業者を特定事業者に指定し、犯罪収益移転防止法に基づく指導監督を強化できる仕組みを構築すること。

参 考

【令和4年中の特殊詐欺被害状況(確定値)】

都内	認知件数	3,218件	(前年比	-101件、	-3.0%)
	被害金額	約67.8億円	(前年比	+約1.6億円、	+2.4%)
全国	認知件数	17,520件	(前年比	+3,022件、	+20.8%)
	被害金額	約361.4億円	(前年比	+約9.4億円、	+28.2%)

7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動を営む公共空間として、より一層の重みを持つようになってきている。

こうした中、警察庁公表の「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和5年3月16日警察庁広報資料)によれば、

- 令和4年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が過去最多を記録
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害が増加
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害が令和4年下半期に急増し、発生件数、被害額ともに前年比増加

等しており、さらには、実在のサービス等をかたって個人情報等を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和4年の報告件数が、前年より大幅に増加しているなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づき中小企業支援を実施する等、広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- (1) グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- (2) サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映

するなど、街にあふれる発信チャンネルを活用した大規模な広報啓発イベントの開催

(3) スマートフォンの操作に不慣れな高齢者を対象とした、インターネット上の詐欺被害を疑似体験させることで危険性を認識させて被害防止に繋げる高齢者スマホ防犯教室の開催

(4) 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験・対処ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施

(5) 脆弱性のある機器等を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

8 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

<現状・課題>

令和元年まで、拾得物取扱量が急増し、令和元年中は都内において約415万件という過去最多の数字を記録するなど、拾得物取扱件数が増加し続けている状況にあった。

令和2年から令和3年にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により、減少傾向が続いていたが、令和4年は、人流の増加により、約343万件と、前年と比べ約21.9%増加した。今後もさらに増加するものと思料される。

そこで、遺失物業に係る事務の見直し等を実施することが当庁としての課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占め、そのうち特例施設占有者(鉄道、バス及び航空等)が約4割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これによらず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法(平成18年法律第73号)において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

9 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・厚生労働省)
(都所管局 生活文化スポーツ局・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 不法残留者は、令和5年1月1日現在、約7万人であり、2年連続の減少から一転して増加した。水際対策の緩和による入国制限の解除により、外国人の新規入国者が増加していることから、今後も不法残留者が増加し続ける可能性がある。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は、不法入国者、不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、現在、外国人の新規入国者が増加している中、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。

また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

(2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・文部科学省)
(都所管局 生活文化スポーツ局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

<現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、減少していた日本への留学生が増加傾向にあり、今後も、国の外国人留学生の戦略的な受入れの推進に伴い、留学生が更に増加することや、所在不明者や所在不明を理由とした除籍・退学者が多く発生していることなどが課題となっていることを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき、留学生の在留管理を確実にを行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

4 鉄道におけるセキュリティ確保の取組の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

鉄道におけるセキュリティ確保の更なる徹底を図るための必要な措置を講じること。

<現状・課題>

国においては、令和3年に小田急線車内および京王線車内にて相次いで傷害事件が発生したことを受けて、鉄道事業者と連携して、乗客の安全な避難誘導の徹底や非常通報装置の表示の共通化、車内の防犯カメラなどの設備の充実などセキュリティ確保の取組を進めている。

鉄道は都民の社会活動や日常生活を支える重要な公共交通であることから、鉄道事業者による鉄道のセキュリティ確保の徹底を着実に推進し、速やかに利用者の安全・安心を確保していく必要がある。

<具体的要求内容>

鉄道事業者によるセキュリティ確保の徹底を速やかに実現していくため、有事の際の乗客の避難誘導等の訓練や、車内などへの防犯カメラの増備による警戒監視の徹底等の対策の実施を引き続き指導するとともに、事業者の取組を促進するための必要な措置を講じること。

5 再犯防止施策の充実

(提案要求先 法務省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 国において、再犯防止施策に主体的に取り組み、地方公共団体の理解を得て施策を進めること。
- (2) 区市町村における地方再犯防止推進計画策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 保護司をはじめとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

<現状・課題>

都内の刑法犯検挙人員は、全体では減少傾向にあり、特に初犯者は大きく減っている。しかし、再犯者は減少幅が小さく、都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は令和3年に50%を超えており、再犯防止に向けた更なる取組が求められている。

こうした中、国においては、平成29年12月に策定された再犯防止推進計画が終期を迎え、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画（以下「第二次推進計画」という。）が閣議決定された。第二次推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）第2章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地域による包摂の推進」など、7つの重点課題ごとに具体的施策が盛り込まれている。

「地域による包摂の推進」では、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援の連携体制を更に強化していく必要があるとされているが、国は、都道府県及び区市町村と連携して再犯防止施策に取り組めるよう、国が中心的な役割を果たすとともに、都道府県及び区市町村の課題やニーズを踏まえて、施策を進めることが求められる。

推進法第8条では、都道府県及び区市町村に対する地方再犯防止推進計画策定の努力義務が規定されており、都は令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定したところであるが、第二次推進計画を踏まえ、令和6年度当初に次期東京都再犯防止推進計画を策定する予定である。都内区市町村においては、令和4年10月1日現在、19区市町が計画を策定し、地域における再犯防止の取組が広がりを見せつつあるものの、体制やノウハウの不足等により取組が進まない自治体もいまだ多く、区市町村に対する継続的な支援が必要である。

さらに、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、保護司をはじめとした様々な民間協力者が活動しやすい環境を整備することが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 再犯防止施策推進のため、国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組み、国・都道府県・区市町村が連携して再犯防止施策に取り組めるよう、都道府県及び区市町村の理解を得て施策を進めること。
- (2) 区市町村における地方再犯防止推進計画の策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 各地域において更生保護の取組が促進されるよう、犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司をはじめとした民間協力者への活動支援を充実させること。

6 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現

1 経済的支援をはじめとする支援施策の充実・強化

(提案要求先 警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

犯罪被害者等への経済的支援が居住している地域で異なることのないよう、地方公共団体に対する財政的措置を講じ、経済的支援を充実させるとともに、総合的対応窓口においては、管内警察署と顔の見える連携強化を一層促進するための具体策や区市町村に対する手厚い支援を講じること。

<現状・課題>

犯罪被害者等の生活基盤の回復に不可欠な支援として、とりわけ経済的支援は重要であり、国が策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月）でも、「第1 損害回復・経済的支援等への取組」として、加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施、地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等が挙げられている。また、「第4 支援等のための体制整備への取組」として、警察と関係機関等の連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実として、警察において、犯罪被害者等のための制度等を犯罪被害者に説明できるよう努める等としている。

都では、見舞金の給付や転居費用の助成など、犯罪被害者等のニーズを踏まえた各種経済的支援を実施するとともに、被害者等支援専門員（コーディネーター）を配置し、地域で保健・福祉サービスを担う区市町村等との連携により、各種制度等の情報を提供する等、支援を充実させている。

一方、都内で発生した犯罪でも、犯罪被害者や遺族が都内在住でない場合、居住する道府県や区市町村で受けられる支援が異なることが課題である。

地方公共団体が実施する経済的支援の充実とともに、被害届等で犯罪被害者等と密接に関わる警察署が相互に顔の見える連携・協力を図ることで被害後早期からの支援を充実することが重要である。しかし、現状としては、経済的支援が地方公共団体により差があることや関係機関との連携・つながりが必ずしも十分ではなく、必要な情報が提供されていない犯罪被害者等もいることが課題である。

<具体的要求内容>

- (1) 犯罪被害者等への経済的支援が居住している地域で異なることのないよう、地方公共団体に対する財政的措置を講じ、経済的支援を充実させること。
- (2) 区市町村総合的対応窓口と管内警察署の顔の見える連携強化を一層促進するための具体策や、区市町村に対する手厚い支援を講じること。

2 性犯罪被害者等支援施策の充実・強化

(提案要求先 内閣府・警察庁)
(都所管局 総務局)

「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の充実・強化を図るとともに、性犯罪・性暴力被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図られるよう、捜査機関や医療機関との連携等、体制整備に向けた必要な施策を早期に講ずること。

<現状・課題>

東京都における性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、性犯罪被害者への適切な対応に習熟した支援員を確保し、警察・医療機関等と連携し、被害後早期に支援できる体制を確保している。また、支援センターでは、精神的ケアとして、精神科医、公認心理師によるカウンセリングのほか、令和4年度より、中長期的な生活支援を担う区市町村等と連携するコーディネーターを配置している。

引き続き、支援センターを充実・強化するに当たっては、協力医療機関等関係機関との連携・協力が欠かせないため、支援センターの支援員のほか、協力医療機関における医療従事者等の育成や人件費の補助等の支援も必要である。

また、性犯罪・性暴力被害に関しては、令和2年6月に国が示した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において、これらの被害は潜在化しやすいとされており、捜査機関、司法機関等において、被害者の立場に立った対応を徹底することとされている。国が策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月）でも、「第3 刑事手続への関与拡充への取組」として、「医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進」が挙げられている。

警察への届出を躊躇した性犯罪・性暴力被害者が、後日、警察への届出意思を有するに至った場合に備え、証拠採取可能な医療機関は、都内では3機関のみであることが課題となっている。捜査機関の協力なしには増加させることができないため、捜査機関及び医療機関並びに支援センターが連携し、被害の実態を踏まえた適切な証拠保全を図るための体制整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」について、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」と関係機関が連携強化を図れるよう、充実・強化をすること。
- (2) 性犯罪・性暴力被害に関して、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図られるよう、捜査機関及び医療機関との連携等体制整備に向けた必要な施策を早期に講ずること。

7 国民保護事案に関する普及・支援の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。
- (2) テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

今般のロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が存在することが明らかになった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、世界各地でテロが発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 平素の取組

ア 武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ 武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性にある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

ウ 国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための全国規模の訓練を企画すること。

(2) テロや不法行動に対する取組

ア テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。

イ 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、

発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。また、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

8 ミサイル攻撃に関する対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) ミサイル攻撃に対する国としての対応の全体設計及びエリアごとのリスク評価、リスクに対する備えの準拠を示すこと。
- (2) ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

<現状・課題>

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、いまだ米朝間で合意に至っていない。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではないことに加え、特に令和4年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。ミサイルの弾種は多種多様であるが、具体的なリスク評価や避難施設のあり方については明らかにされていない。

また、国民保護法第148条に基づき、都道府県知事及び指定都市の長は避難施設を施設管理者の同意を得た上で指定を推進しているが、有事において、屋外にいる場合は、近くの建物や地下に避難することとされており、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保が重要である。

こうした状況を踏まえ、ミサイル攻撃に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 平素の取組

ア 昨今の状況を鑑み、NBC弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の基本的な考え方を検討するとともに、基本方針などで示すこと。

イ 人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

(2) ミサイル攻撃に対する取組

ア 内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ 有事の際は民間事業者含め、事前の同意なく堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める

方策を検討すること。また、建造物の整備・改築等を行う場合について、ミサイル攻撃に対応可能な避難施設の設置義務化を法制化するなど幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ 民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

エ NBC弾頭によるミサイル攻撃を想定し、被害や国民生活への影響・対策や避難シェルターのあり方について速やかに検討を行うとともに、今後の整備に向けた基本的な考え方を示すこと。

オ NBC弾頭によるミサイル攻撃により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。